

豊かさ・安心・笑顔あふれる夢大地

さらべつ議会

平成30年2月10日 発行／更別村議会 編集／議会運営委員会

163



中学生が議会を傍聴

12月14日第4回定例会2日目において更別中央中学校3年生20名が社会科公民の授業の一環として議会を傍聴しました。

議会日誌

16

質問

7人の議員が8項目について

一般質問

6

委員会レポート

5

審議結果

4

第1回臨時会

3

構想を可決

公営企業の設置等に関する条例制定、第6期総合計画基本

構想を可決

第4回定例会

2

第4回定例会

公営企業の設置等に関する条例制定

第6期総合計画基本構想を可決

第4回定例会は、12月11日から15日までの5日間の会期で行われました。

開会日の11日は、専決処分の承認2件、条例の制定、条例の改正6件、総合計画基本構想制定、指定管理者指定2件、一般会計ほか5特別会計補正予算について審議され、条例の制定は常任委員会に付託されました。

最終日の14日には、常任委員会に付託された案件、追加で提案された工事請負契約締結、一般会計補正予算が審議されました。また、7人の議員が8項目について一般質問を行い、理事者の見解を質しました。

提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残し、閉会しました。

専決処分の承認

▼一般会計補正予算（第6号）

の専決処分の承認

福祉の里温泉のミキシングポンプが故障し、運営ができないため早急に修繕を行う必要があり、専決処分により緊急に予算を補正したことから、議会の承認を求めるものです。

▼一般会計補正予算（第7号）

の専決処分の承認

衆議院解散に伴い衆議院総選挙等を行う事務経費を補正する必要があるため、専決処分により緊急に予算を補正したこ

とから、議会の承認を求めるものです。

条例の制定

▼更別村公営企業の設置等に関する条例制定

更別村水道事業及び更別村下水道等事業について、地方公営企業法による財務規定等を適用するため、事業の設置、経営の基本、その他必要な事項を定めるものです。

産業文教常任委員会に付託され、審査の結果、原案可決すべきものと決定し、委員長報告のとおり可決されました。

条例の改正等

▼更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定

議会議員の期末手当について報酬月額に乘ずる割合を国家公務員の取扱いに準じて100分の430から100分の440に改めるものです。

▼更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定

特別職の期末手当について、給料月額に乘ずる割合を国家公務員の取扱いに準じて100分の430から100分の440に改めるものです。

▼更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

職員の勤勉手当の総額の限度額を算出するために勤勉手当基礎額に乘ずる割合を100分の85から100分の95に改めるとともに給料表を国家公務員俸給表のとおり改めるなどの改正を行うものです。

▼更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定

地域創造複合施設の整備に伴い、施設の構成を追加するとともに施設使用料の設定を行うものです。

▼更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定

定住化促進住宅に新たな住宅を追加するとともに住宅料の設定を行うものです。

▼更別村立学校設置条例の一部を改正する条例制定

上更別幼稚園老朽化による建替に伴い、上更別地域の就学前教育・保育の充実を図るため、認定こども園上更別幼稚園を設置する改正を行うものです。

▼第6期更別村総合計画における基本構想を定める件

平成30年度から平成39年度における更別村の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため定めるものです。村がめざすまちづくりの方向は、住みたい・住み続けたいまちとしており六つの基本目標を設定しています。

指定管理者指定

▼①更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定

▼②どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定

指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、指定管理者を指定するために議会の議決を必要とするものです。

討論

①【原案に対する反対討論】

太田議員 原案に反対する。

当期純利益がマイナスとなっている振興公社を信頼して任せていいのか、もつといいものを作り上げていくには5年ではなく従来の3年若しくはもつと短くした期間が適切と考える。

②【原案に対する反対討論】

太田議員 原案に反対する。

理由は前件と一緒にです。その他に委託業者から何か提案があり大きなメリットがあるなら納得できるが、そのようなものがない中、今後いろんな面での価格高騰、資材費の高騰や燃料費の高騰なども踏まえたと5年という期間に関して納得できない。



更新が予定される現在のトレーラーハウス

②【原案に対する賛成討論】

織田議員 原案に賛成する。

今回この指定業者も変わるということ、新しい企画も考えているようです。5年という一定期間をお願いすることにより、一層中身が充実するものと考えてる。

討論とは

議会の会議において、表決の前に、議題となつていて案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明することを言います。討論は、単に自己の賛否の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手を自己の意見に同調させようと努めることにその意義があります。

請負契約の締結

▼カントリーパーク宿泊施設

等改修工事請負契約締結

予定価格5千万円以上の契約に関し、議会の議決を必要とするものです。

契約額は6千868万8千円です。

補正予算

▼一般会計補正予算(第8号)

主には、産地パワーアップ事業助成金の増額で、1億4千933万円の追加補正を行い、総額49億1千355万8千円となるものです。

▼一般会計補正予算(第9号)

更別小学校の給水ポンプユニット取替工事の増額で、213万9千円の追加補正を行い、総額49億1千569万7千円となるものです。

▼国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

【事業勘定】
主には、過年度過誤納還付金、国民健康保険制度関係準備事業負担金の増額で、229万5千円の追加補正を行い、総額6億2千827万8千円となるものです。

【診療施設勘定】

主には、医療用備品購入費の増額で、526万3千円の追加補正を行い、総額3億767万8千円となるものです。

▼後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

後期高齢者医療広域連合納付金の減額で、59万1千円の減額補正を行い、総額5千401万円となるものです。

▼介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

【事業勘定】
主には、北海道自治体情報システム協議会負担金の増額で、208万1千円の追加補

正を行い、総額3億4千646万3千円となるものです。

▼簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

主には、職員手当の増額で、1万1千円の追加補正を行い、総額5千384万円となるものです。

▼公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

主には、計画策定委託料の減額で、187万円の減額補正を行い、総額1億7千622万1千円となるものです。

第1回臨時会

第1回臨時会が、1月19日に行われました。提案された議案は可決されました。

▼更別村行政区域条例の一部を改正する条例制定

行政区域の設定について、現状における農地等の土地利用状況が変化していることから、当該行政区より区域の変更に係る要望書の提出を受け、更別区、旭区、南更別区の行政区区域を一部変更するものです。

第4回定例会 審議した議案と各議員の賛否

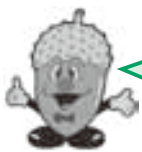
※松橋昌和議長は採決には加わりません。

種類	件名	安村敏博	太田綱基	高木修一	織田忠司	上田幸彦	村瀬泰伸	本多芳宏	審議結果
承認	平成29年度一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件	○	○	○	○	○	○	○	承認議決
	平成29年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件	○	○	○	○	○	○	○	承認議決
議案	公営企業の設置等に関する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	同意議決
	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	更別村立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	第6期更別村総合計画における基本構想を定める件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件	○	×	○	○	○	—	○	原案可決
	どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件	○	×	○	○	○	—	○	原案可決
	平成29年度一般会計補正予算（第8号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	平成29年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	カントリーパーク宿泊施設等改修工事請負契約締結の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	平成29年度一般会計補正予算（第9号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

第1回臨時会 審議した議案と各議員の賛否

※松橋昌和議長は採決には加わりません。

種類	件名	安村敏博	太田綱基	高木修一	織田忠司	上田幸彦	村瀬泰伸	本多芳宏	審議結果
議案	行政区域条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決



**議会議員と
懇談
しませんか？**

議会では、村政全般にわたって村内の団体等と意見交換を行うため、議会懇談会を開催しています。

皆さんからいただく貴重なご意見は、議員活動の参考とさせていただきます。

議会事務局までお気軽にご連絡ください。

議会事務局（☎52-2117）

3月定例会（予定）

3月12日開会

議会は公開しています。

いつでも傍聴できます。

◆議会を傍聴しませんか◆

議会の会議は、本会議、各常任委員会とも公開しています。今、何が行政課題となっているか、議員の活動を通じて知っていただくために、ぜひ一度、傍聴においでください。受付簿に住所、氏名、年齢を記載していただければ、自由に傍聴できます。会議の日程は変更する場合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

問合せ先 議会事務局 ☎52-2117

委員会レポート

総務厚生常任委員会

▼調査事項

公共施設等総合管理計画について

▼調査期日

11月24日

▼調査結果

財政状況が厳しくなっている中で、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要であり、更には人口減少、少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、公共施設等の老朽化、利用需要が変化していく事を踏まえ、平成29年2月に更別村公共施設等総合管理計画が策定されました。

本計画が対象となる公共施設等は、庁舎、学校、公営住宅等の建築系公共施設（ハコモノ）と道路、橋りよう、上下水道、公園等の土木系公共施設（インフラ）で村が保有する全ての施設と土地で、平成29年から68年までの40年の

推移で、長期的な視点を持ってハコモノ、インフラ、財政状況などの推移を分析し、住民意向も含まれた中での全体的な見通しがまとめられ、公共施設等を取り巻く課題が整理された計画となっていました。

今後、本計画で維持管理に対する財政状況が厳しくなっていく事が示された中、経費がかさんでくると縮小目線になりがちだが、前向きにどう発展させるか考えた中、ライフラインの設備、整備の更新は当然だが、統廃合の考えを含めた中での施設のあり方や利用負担、財産保有面積のあり方などを行政内部組織で考えを明確に示し、より良い村となるよう住民との協働を重んじながら合意形成し、効率的で価値のある住民ニーズに合ったものに変化していく事が求められる。

産業文教常任委員会

▼調査事項

学校給食センター業務について

▼調査期日

10月30日

▼調査結果

学校給食センターの安定的調理員の雇用を図るには、職場環境によるところが大きいとし、職場環境の改善を図り安定した体制を構築し安全・安心・おいしい学校給食を安定的に配給しなければならぬといった前回の所管事務調査の指摘を受け、具体的な改善手法の内部検討、調理員の良好な職場環境の構築などの取り組みについて説明を受けた。

①調理員の定数や勤務内容、賃金体系などの処遇について管内各自自治体の17の学校給食、共同調理場へのアンケート調査の実施。

②調理作業工程の改善の検討。

③職場全体会議等を行い、職場の良好な人間関係の構築、維持が重要課題と位置付け、

新人職員との関わり方、作業編成、ハラスメント行為の防止に関する取り組みを行う。また、同じ職場で働く者の話し合いによる合意形成を円滑な業務につなげる目的で、職員会議を月1回実施している。

④その他の取り組みとして、調理員が嘱託職員から月額満期が年2回となりました。人員の見直しが職場環境改善の有効な手段の一つであると考え、平成29年10月以降の任用更新については、本センターが抱える課題解決の方策として捉え、慎重な見極めを行っている。また、業務改善として、賃金体系・働きやすさ・作業工程等を検討するとしている。

は、村民の雇用により人材を確保するように努めていくとした説明を受けた。

学校給食センターは、学校給食を安定的に提供する目的からも正規栄養教諭の配属を求めるとともに良好な職場環境の構築につとめ、ふるさと給食を考慮した安心・安全でおいしく、心のこもった給食を提供しなければならぬ。今後においても給食センターの安定した運営が求められる。



一般質問

7人の議員が
8項目について質問

一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に添って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。できるだけ多くの方に傍聴していただきたいので、一般質問はなるべくナイター議会で行うようにしています。

ページ	質 問 事 項	質問議員
7	総合計画のまちづくりのテーマ、メッセージ「ともにつくろう みんなの夢大地」の為に、何を取組むのか	村 瀬 泰 伸
8	裸足教育をすすめる上での弊害について	太 田 綱 基
9	少年団はこのまま衰退するのか スポーツを通した子供たちの健全育成について	
10	住民タクシーについて	織 田 忠 司
11	行政が管理する景観樹木植栽の改善見直しの必要性について	安 村 敏 博
12	農地利用集積円滑化事業等を推進するための農業担い手センターの役割について	上 田 幸 彦
13	選挙公約の進捗状況	本 多 芳 宏
14	観光と交流人口対策の体制強化について	高 木 修 一

総合計画のまちづくりテーマ・メッセージにもつくろうみんなの夢大地の為に何を組むのか

長——村民にまちづくりを主体的に考えてもらう取り組みを積み重ね課題解決を進めたい



村瀬議員

村瀬議員 地方分権社会、自律した市町村の考え方により、まちづくりを進める今期総合計画。第6期総合計画のまちづくりテーマのメッセージに10年後の姿が示されていない。住民主体とするとは、住民の意見を尊重することで「ともにつくるまち」は基本である。何を目標にするのか、例えば「笑顔あふれ一人ひとりが輝き願いが叶う更別村」を目指し計画・実行する。それが目指すまちづくりテーマのメッセージです。「ともにつくる」をまちづくりのテーマとしたのは、政策目標・政策決定する方法や工程・過程を変える変えたい。或いは未だかつてない新たなプロセスに

よる政策決定を目指しているのか。従前とどこが変化したのか、そして進化した村となるのか以下について質問します。
①ともにつくる。とする、実行計画を策定する方法・行程について 3年のローリング4年目の次期、村民はP・D・C・Aのどこに、どの様に参画するのか、従前のどこを変えるのか、その事を基本計画の取組のどこに示されているか。
②ともにつくる。とする、合意形成・政策決定の方法・行程について 行政主導・住民主導ある中相互推進型の協働で進めるのが良いとしているが、新規事業・事業見直し・事業優先順位・予算等で参画をするなら、その取組はどこに示されているか。
③ともにつくるみんなの夢大地。とする、まちづくり基本条例の制定について まちづくりの原点にかえり、分権時代にふさわしく自主自律の

まちづくりは村民と行政が互いに協働のまちづくり推進が重要であるなら、立ち位置と責任を明確にし、まちづくりの根拠とする条例を定めるべきと考えます。基本計画の取組のどこかに示されているか。
第6期総合計画は、4・5期と比べ「輝き・ときめき・笑顔」といった一切抽象的な言葉を使わず、分かり易く確実なメッセージかもしれない。ならば夢大地は卒業して村・田舎が良い。今期計画の基本計画の重点施策は明確である。ところが人口減少対策の雇用の創出・観光や新たな人の流れ。また共につくる村。とした取組が前期計画と変わって映えない。
更別村の自主財源の確保等健全な財政計画の下で予算執行するには、協働の社会を目指す事は行政経費の軽減に最も有効であり進めて行かねばなりません。には、その仕組みづくり・行政の指導力・住

民意識の改革が必要です。そしてなによりも時間が今までの数倍かかります。「ともにつくるみんなの更別村」とするには、ひと手間二手間丁寧な説明などが必要です。その進める方法や工程について村長に伺います。

村 長 今回の総合計画のテーマは、「住みたい」と思える、さらに魅力ある村にしていこうという視点と、安心して「暮らし続けられる」環境を充実させていく視点を取り入れ、それらを実現するために「みんな」で取り組んで「夢大地」づくりを進めていこうという願いから、このようなテーマにしております。ご質問の1点目につきましては、実施計画全体としましては、「夢大地さらべつ推進委員会」において各事業の評価を報告しております。推進委員会につきましては、各団体などの代表の委員と公募による委員で構成されており、様々な分野からの意見をいただき村政に反映できるよう努めております。なお、基本計画の第6章の5行政運営、財政運営に

お示しております。
ご質問の2点目につきましては、何か画一的な仕組みやシステムを新たに取入れるというよりも、日々の村民との情報交換や意見交換により、課題の解決に取り組むことが重要ではないかと考えており、基本計画では、同じく第6章の4広報、広聴においてお示しております。
ご質問の3点目につきましては、協働のまちづくりを進めるには相応しいものと考えるところですが、村民や各種団体、また議会、行政等、それぞれの立場や役割を認識した中で、十分な議論と合意形成が必要なものであることから、基本計画につきましては、前期5年間の終了時の見直しの際に、村民の皆さんから条例の制定に向けた機運が高まるものであれば検討してまいりたいと考えております。
「ともに」夢大地づくりを進めていく、他人事ではなく自分たちのこととしてまちづくりを主体的に考え、行動に結びつくよう、行政としても努力してまいりたいと考えています。

裸足教育をすすめる上での弊害について

長——施設の安全性が確認されており、継続して裸足保育を実施する



太田議員

太田議員 平成18年に現在の

更別幼稚園が建設され、同時に子供の裸足における土ふまずの形成、感覚の発達を促すため、裸足教育をはじめました。

裸足におけるメリットという面理解できるところはありますが、遊戯スペースを裸足で走りまわる中で床材に対する設備が不十分と感ずます。

現在更別幼稚園の遊戯スペースでは小中学校やトレーニングセンターのようにフローリング（固い床材）を使用しています。通常そういった施設は運動靴を履いて利用します。足や膝に負担をかけないようにする事と怪我防止のためです。しかし、幼稚園の遊戯スペースでは裸足で走りま

わり生活しています。幼児は運動機能の発達段階にあり、どうしてもドタバタ走ってしまい、体にかかる負担は大きく、そこを考慮するならば遊戯室は運動靴を履くか床材を足や膝に負担の少ない素材にするべきではないでしょうか。

参考程度ですが運動時の床の硬さ、負担などを用いた数値をGで表すと現在の床材は140G程度あるとされています。100G以下が望ましく安全性は85G以下が優良とされていて、そこを幼児は靴を履かず裸足で走りまわっているの足の負担は140G以上のものとなっている事は深刻な問題ではないでしょうか。

私が耳にした中でも6名の幼児が幼稚園から帰宅後、足の痛みを親に訴えたと聞いております。

本年完成した中札内のこども園も裸足教育を始めました。がゴムチップ性の足や膝に優

しい素材を使用しています。

来年完成する認定こども園上更別幼稚園は遊戯スペースにゴムチップを使用せず、硬い床材を使用し裸足教育を行なう予定です。何か考慮された部分はあったのでしょうか。床暖房を使用する予定ですが理由にはならないと思います。裸足教育を行なうならば上更別のこども園は早急に補正予算をかけ変更しなければならぬだろうし、行なわずに運動靴を履かせるようにしないでしょうか。村長の見解と対策をお伺い致します。

村長 裸足保育を行っている大きな理由は、子どもたちが使用する運動靴の靴底が年々厚いものが多く、足の裏への刺激が少なくなってきたりすることなどから、土踏まずの発達が年々遅くなっていると言われている、裸足になることで足の裏が刺激され、土

踏まずの形成を促すことで体のバランスもとれるようになり、子どもの運動能力を向上させる効果が期待できますし、また、足の裏へ刺激を与えることで五感を刺激して脳の発達を促し、足の指をふんだんに使って走ったり歩いたりすることで、体の成長を促すことも期待できます。

そこで、遊戯室の床材に対する設備について更別幼稚園、改築中である認定こども園上更別幼稚園、両園について調べましたところ、日本国内標準である日本工業規格、規格番号「JISA6519」、規格名称「体育館用鋼製床下地構成材」に基づいて設計されており、転倒衝突時の床の硬さ（G）は、下地がコンクリートにフローリング張り

の場合140Gとなりますが、この数値は表面の仕上がりのみではなく、下地が大きく影響しますので、両園どちらにも、転倒衝突時の緩和のために、木床組の上にフローリング張りとしておりますので、その数値は60〜90Gで計算されております。これは、一般家庭でのフローリン

グ張りと同等の数値であり、JIS規格に適合している施設整備となっています。

仮に、遊戯室だけの上靴使用とすると、遊戯室の出入りのたびに、脱いだり、履いたりすることで自由のびのび遊ぶ状況がなくなったりすることなどから、遊戯室だけの上靴使用は保育のねらいに対する効果が期待できませんので難しいと思われます。

裸足保育を続けるのなら施設改修が必要ではとのことですが、施設の安全性が確認されている現状、多額な費用とすることが想定される施設改修を行うことは、財政運営上からも厳しいと思われます。

幼稚園教育要領には、「遊びを通して幼児の自発的な活動」、「自分の体を十分に動かして、進んで運動しようとする」ことをねらいとしており、更別幼稚園の保育課程でも「体を動かしてのびのびと遊ぶ」と位置づけて裸足保育を行っており、これまでも同じく、体の成長を促す効果が大きく期待できる裸足保育を続けていくことが望ましいと考えております。

少年団はそのまま衰退するのか スポーツを通じた子供たちの健全育成について

教育長 状況に応じて支援・指導を行い衰退しないよう推進する

太田議員 少子化や共働きなどの時代の変化により、更別村の少年団も団員数が減少し、スポーツを通じた子供達の健全育成が危ぶまれる状況にあります。

そこで教育長の少年団に対する現在までの見解、見通しと今後の計画について伺います。

少年団は衰退しているのか、それとも推進するのか。

団員数減少は少子化、共働きなど時代の変化によるものは理解できますが、更別村の学童児童数は70名と多く、村が抱える課題となっていますがこれを教育委員会はどう受け止め、少年団の推進を図って行く考えなのでしょうか。

指導者、後継者不足の課題対策等も教育委員会としての考えを持つ必要がありますし、社会教育にかかわる助成も含め全体的に見直し、立て直しをはかる必要があると感じていますがいかがでしょうか。

教育長 まずはじめに、「少年団に対する現在までの見解、見通しと今後の計画」についてであります。

本村のスポーツ少年団数については、更別地区に野球、柔道、スケート、水泳、バレーボールの5団体、上更別地区には1団体としてバドミントン、水泳、スケートの3種目の部が活動しております。又、活動の範囲を更別・上更別の枠に関係なく、自分の好きな団体に所属する子どもたちも多く見受けられます。それぞれが教職員・保護者・地域の皆様のご指導のもと、活発な活動を行い、素晴らしい成績を収めているところでもあります。

しかしながら、少子化などの影響により、年々子どもの数が減少し、少年団活動のなかでも団体競技においては、チームを編成するための人数を確保することが困難となることも危惧されており、管内では他の町村の学校と合同で

チーム編成をして大会に出場するなどして、子どもたちの活動の場を失うことがないよう努力している団体もあることから、本村も将来的にはこのような連携策を考えていかなければならないと考えております。近年は子どもたちを取り巻く環境も変化してきておりますので、学校現場、保護者や子どもたちの意見も聞きながら、学校・家庭・地域が連携協力し、また他町村の動向も注視しながら、少年団活動を通して子どもたちの成長につながるよう、それぞれの状況に応じて支援・指導を行い少年団活動が衰退しないよう推進して参りたいと考えています。

次に「学童保育所を利用している子どもの増加と少年団の団員数の関連性」についてですが、更別村の学童保育所では、少年団に登録している子どもでも通うことができま

すので、現在学童保育所に登録している子どものうち、少年団に加入している子どもたちの割合は約7割となっております。核家族化、共働きの増加や女性の社会進出などの要因もあり、子どもたちの居場所としての学童保育に対する需要が高まったと考えられますが、その増加が少年団の加入にどのように影響しているかは解りかねるところです。

次に「指導者・後継者不足の課題対策」についてですが、指導者の発掘・養成については、その必要性を感じているところであり、そのための支援も行っております。子どもたちのスポーツ活動については、体力の向上のみならず、健全な心身の育成、人間関係を通して社会性を養うなど教育的意義は大変大きいものと考えておりますので、村の子どもは村が育てるという強いメッセージを発信し、地域の皆様のご協力を求めているかと思っております。

次に「社会教育にかかわる助成も含めた全体的な見直し」についてですが、現在少年団に対する助成については、その運営に対する助成と、各種

大会等への派遣に対する助成を行っておりますが、いずれも社会教育団体の自主的な活動に対する支援として行っているものです。多様化する昨今の子どもの活動に対する支援については、社会教育活動に対する支援の枠組みとは別に、21世紀を担う夢を持った子どもたちの健全な育成の推進を図ることを目的に、個人や団体が実施する特色のある新たな取り組みや、体験・交流活動等の裾野を広げるような活動などに支援を行う「子ども夢基金」を活用した助成を現在行っておりますが、基金創設後10年が経過しておりますので、その運用の範囲を適宜検討しながら、時代に見合った活動の支援の在り方を模索していきたいと考えてます。



住民タクシーについて

長——需要動向を把握し、関係部署で各種方策を検討する



織田議員

織田議員 更別の住民、特に市街地から離れた地域に住んでいる人、高齢者にとっては、移動手段として自動車の利用は欠かせません。10年、20年後のことを考えると、今、自由に車で移動している高齢者の方などは、いつまで運転を続けていけるかという不安を持っています。運転免許の更新時においても、70歳以上で「高齢者講習」、75歳以上で「認知機能検査」を受ける必要があります。3年ごとの免許更新になり、高齢者にとってはプレッシャーになります。

又、運転しているのミスやちょっとした事故に遭遇したりして、免許の返納を考えている人もいます。

しかし、現実として、今車の運転ができなくなると通院や買い物に行くなどの移動手段が大きく制限されます。せめて、以前更別にあったタクシーがあればという声は多く聞かれます。村では村民バスなど運転していますが、庭先からでなく路線まで出なければ乗れない事もあり、年間の利用者が少なくなっています。社会福祉協議会やサラリでも介護が必要な方などの移送業務を行っています。登録や事前の申し込みが必要であり、手軽に利用できません。

そこで、村民に住民自らの「支え合い、助け合い」の環境として、又、村に訪れる人の交通手段の一つとして、他府県で見られるような自家用車による有償運送を過疎地などで認める国土交通省の特例制度に基づいた、住民による「住民タクシー」などを更別村に取り入れる事ができないか、行政が先に立ってこれか

らますます進む高齢化社会の住民の移動手段の一つとして考えてみてはどうでしょうか。村長の考えをお伺いいたします。

村長 現在、村では65歳以上の高齢者、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳所持者に対し、更別村移送サービス事業として社会福祉協議会に委託し、無償で村内医療機関への通院に限り実施しており、登録者は11月27日現在、高齢者が12名、身体障害者が1名という状況です。

その他、一般介護予防事業に通所する場合のみ介護保険特別会計で社会福祉協議会と委託契約を締結し、8名の送迎を無償で実施しています。

また、道路運送法第78条第3号に規定する福祉のための有償運送事業者を利用している者が大樹町に1名、中札内村で介護保険法による要支援者4名、要介護者1名が利用

している状況です。

村民バスも勢雄方面、更南方面、上更別方面、協和方面、更別市街地、国保診療所からを含めて平成28年度は年間千970回、延べ3千225名の利用がありました。

議員のご提案の国土交通省の特例に基づいた自家用車を用いた住民による住民タクシーですが、道路運送法第78条で規定される有償運送を指しているもので第2号に規定される「公共交通空白地有償運送」、第3号で規定される「福祉有償運送」の2つに限り認められているものであり本村では「福祉有償運送」につきましては既に村外の法人によりサービスが実施されており、2年に一度の登録更新時に福祉有償運送等運営協議会を開催し、協議調整を行っているところとす。

「公共交通空白地運送」につきましては特定非営利法人等が実費の範囲内で行うものとされており、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域であることを要するものとされており、また、会員登録が必要で、会員登録に制限は

ありませんが、会員のみのサービスとして限定されているもので、国土交通省の資料では、全国で99のNPO法人等が運営しているとありますが、「福祉有償運送」を手掛けるNPO法人等は全国で2千458団体あり、こちらは圧倒的に少ない現状にあります。

また、市町村運営有償運送も各町村で行われておりますが、その多くがバス運行型であり市町村内で路線を決めて実施されていますが、多くの場合有償としつつ赤字となっています。

議員ご指摘のとおり、今後、高齢化社会が進んでいく中で、本村としても何らかの方策を検討しなければならぬ時期に来ていると考えております。平成22年度のデータではありますが、千円の経費で525円の収益を上げるのがやっとであり、経営はかなり厳しい状況で、赤字の補てんは他の事業収入による補てんや公的補助による補てんで賄っている状況が示されておりますが、今後、需要動向を把握し、関係部署で各種方策を検討してまいります。

行政が管理する景観樹木植栽の改善見直しの必要性について

長——良好な環境形成のため、行政と住民が一体となった取り組みを進める



安村議員

安村議員 更別村は自然環境に配慮し、緑化保全、維持対策を推進している事に異論はないが、基本的観点から景観保持と生活空間での癒しがなければならぬ。しかし、現実は人工的植栽の必要性もあり、記念植樹祭も毎年行っている。事、市街地の景観樹木の植栽木について、村が管理する公共施設並びに公営住宅緑地帯には、落葉樹を中心とした植栽が多く観られ、日常生活においてさほど気になる状況にはないものの、本年、秋以降の強風により一気に落葉が散乱した。大量の落葉が散乱する事での周辺道路や施設・近隣住宅、交通障害など環境悪化が懸念されます。

加えて、秋以降の落葉は降雨や凍結などにより、歩行者や車両運行に悪影響を及ぼす要因ともなり、何らかの改善策が必要と思われます。

①行政が管理する公共施設・公営住宅等における緑地帯の景観樹木の植栽については、如何なる基準により樹木の選択、計画・実施しているのか。説明願いたい。

②本年、秋の紅葉期には、市街地、とりわけ曙団地緑地帯に植栽されている落葉木の葉が至るところで散乱し、道路・歩道・住宅敷地など広範囲に亘り景観を損ねている実態にあり、行政が管理する景観樹木に対し問題意識はないのか。
③曙団地公営住宅周辺は医療・福祉施設並びに高齢者住宅もあり、落葉による住環境悪化や景観悪化、歩行・交通障害の可能性もあり、更別村景観保全条例の定めからも行政として襟を正すべきではないか。改善対策について回答願いた

い。

村 長 村では、第5期総合計画における自然環境の保全、保護、また、更別村景観保全条例を定め、良好な景観形成、環境美化に努めているところであり、積極的に、ご協力いただいている住民の皆様に深く感謝申し上げます。

ご質問の一点目でありますが、公共施設や公営住宅などにおける樹木の植栽について、統一的な基準は設けておりませんが、村木である柏を中心に各施設の整備方針に基づき整備を行っております。

曙団地につきましては、緑豊かな周辺環境と、夏季は茂った葉により、住戸内の日射抑制と外部からの視線を遮り、冬季は落葉により、日射を取り入れることができることから、快適な住環境の形成のため、植栽が進められたものであります。

二点目の質問であります、

曙団地は整備から25年が経過し、最近では建物に影響を与える樹木の剪定、伐採、間伐を行っております。

落ち葉は、秋の景観の一部であり、景観を損ねるという認識はありませんが、一部の入居者からは、落ち葉の処理が大変だという声は聞いており、入居者の過度な負担という問題は認識しているところであり、

建物などに影響を与える樹木の伐採などの費用を予算計上する予定であります。

また、更別村景観保全条例にあるとおり、良好な環境形成には住民の積極的な協力が不可欠であることから、今後とも行政と住民が一体となった取り組みを進めまいりたいと考えております。

三点目の質問であります、曙団地については、更別村公営住宅等長寿命化計画における入居者アンケートにおいて、緑などの自然豊かな住宅周辺環境に満足しているという回答は88・9パーセントと、高い満足度を頂いております、入居者の過度な負担を軽減できるバランスを考え、樹木の整理を行いたいと考えており、来年度も、



農地利用集積円滑化事業等を推進するための農業担い手センターの役割について

村長——既存組織の活用も含め、新たに農業公社等の設立も視野に入れ前向きに検討したい



上田議員

上田議員 村の基幹産業である農家戸数が、年々減少しており、これ以上、減らさない

は、村や農協、それ以外の団体であっても認可を受けることで、農地所有者の委任を受けて行う「農地所有者代理事業」、後継者等の研修を行う「研修等事業」、農地集積のための売買や貸付、借受けなどができ、希望する農業者に農地の提供を行う「農地売買等事業」であります。

ために今後、村としてどのような考えがあるのか。以前にも酪農・畜産農家を守るための方策として研修牧場の必要性について質問させて頂きましたが、酪農・畜産農家に限らず、畑作農家も深刻な後継者不足等により、離農を余儀なくされている農家もあることから、この対策として平成21年に施行された改正農地法

現在、推進会議でも村の農業担い手センターの再編や業務内容、法人化等について検討していると聞いていますが、私も農業担い手センターが、新規就農者や後継者、配偶者対策をはじめ、農地の集積も可能な円滑化事業を含めて総合的に担うことが、最もふさわしいと考えています。

による農地利用集積円滑化事業を本村の後継者対策や新規就農者対策として推進できないかについて、質問したいと思います。

ご承知のように円滑化事業

農家を減らさない対策として、農業担い手センターの役割の強化。研修生受け入れのための宿泊施設の建設。新規就農者に提供できる農地の確保（貸付、売買等）。また、ハードルが高いとされている

新規就農者や認定農業者になるための条例や規則等の見直しも、これに合わせて検討する必要がありますと思いますが、村長は、どの様に考えるか、お聞きします。

村長 議員ご指摘のとおり

農家戸数は後継者不足などの理由から減少が続いており、2015年（平成27年）の農業センサスでは、農家戸数は234戸となっており、2010年（平成22年）と比較すると7戸が減少しております。

本村の農業は、個別経営が主体となっており、土地利用型作物を中心とした作柄上、一戸当たりの経営面積は拡大傾向にあり、さらなる規模拡大意欲を持つ生産者も少なくありません。

次代を担う後継者に安定した経営環境を整えるために、一定の規模拡大は必要であると認識しておりますが、一方

で、経営面積が拡大することにより、生産者一人当たりの農地管理面積が増加し、労働力不足からくる長時間労働の慢性化により、農家子弟の後継者離れも懸念されるところであります。

こうしたことから、既存の後継者対策のほかに、新たな農地の担い手となる新規就農者対策をあわせて進めることが、本村農業の持続的発展に不可欠であると認識しており、先の第3回定例会での安村議員のご質問にお答えしたとおり、酪農・畜産クラスター協議会において、「畜産研修農場」の検討を開始するとともに、農業担い手育成センターにおいて、「宿泊研修施設」及び「研修プログラム」の検討を進めているところであります。

規模拡大意欲を持つ生産者が多い本村で新規就農を進める上で、最も高いハードルの一つが「農地の確保」でありますが、議員のご提案にあります「農地利用集積円滑化事業」は、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める基

準を満たす農地利用集積円滑化団体が事業規程を策定し、市町村の承認を受けることで、農地の所有者から農地を引き受け、担い手へ再配分することが可能となる事業であり、新規就農者を含む農地の集積を進める上で有効な手段の一つと考えております。

事業の実施にあつては、ご提案にあります農業担い手育成センター等の既存組織を事業主体とすることも一つの方法ではありますが、新たに農業公社等を設立することも視野に入れ、新規就農者の受入れ、研修、就農支援のほか農家子弟の後継者を含む担い手対策を総合的に進めるべく、前向きに検討してまいりたいと考えております。



選挙公約の進捗状況

長——通り取り組みを進めており、これからも全力で村づくりに取り組む



本多議員

期の最終年となる新年度の重点施策は何かお伺いします。

村長 選挙公約の進捗状況

況については、公約の1つ目「住みたい 住み続けたい村」

については子育て支援、高齢者福祉・障がい者福祉の取り組みで、子育て支援では、昨年4月に子育て応援課を設置し、子育て支援に関する窓口の一元化を図り、今年1月には「子ども・子育て応援宣言」を実施し、多くの村民や職場の皆さんのご賛同をいただいたところです。また老朽化が進んだ上更別幼稚園を来年4月から「認定こども園上更別幼稚園」に移行することから、現在工事を進めております。

高齢者福祉においては、地域包括ケアシステムの確立に向けて医療と福祉、介護などの連携を進め、障がい者福祉

では、就労支援施設B型事業所の整備に支援を行っており、ます。リラクダウン構想につ

いては、構想の再構築に向けて当事者の皆さんとの意見交換を継続しているところです。

次に公約の2つ目「働ける村」

につきます。農業、商工業の振興、雇用機会の創出への取り組みで、基幹産業である農業につきます。酪農家の戸数減少により危機的な状況を迎えていることから、畜産クラスター計画に基づく哺育・育成牛預託施設の整備推進、関連するソフト事業への支援を行っています。

商工業につきます。中小企業振興条例の制定に伴うふるさと創生基金事業の拡充などにより支援を充実、今年新たに2つの店舗がオープンしたところでございます。

公約の3つ目「訪れたい村」

につきます。人の流れを創出する観光振興の推進、交流人口の増加など、訪れたい村・更別の実現に向けた取り組みで、すももを活用した特産品開発の振興など、更別の

魅力アップに取り組み、また観光施設ではカントリーパークのトレーラーハウスの更新など施設の改修を進め、集客のアップに取り組んでおります。新たな人の流れとしては、

旧開発跡地に「十勝さらべつ熱中小学校」が開校し、様々な目的を持った、意欲ある方々が村外から集まり、今後、人材育成、地域の活性化や新たな働く場所の創出などにつながるものと考えております。

このほかにも、教育や人づくりの面においては、更別農業高校の生徒とエア・ウオーターとの連携による3種類のスープを新たな特産品として開発し、生徒の学習体験の向上につながるともに本村のPRに一役買っていたいております。協働の取り組みにおいては、これまでの協働事業の見直しを行い、活動支援の範囲を拡大し、住民による自主的な取り組みの促進により「協働のまちづくり」の推進に努めてまいりました。

このように公約については、一通り取り組みを進めているものであり、これらの取り組みにより信条とする「子供か

らお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、住民一人ひとりが輝く更別村」に近づいていると評価していた、ただけるものと考えるところでございます。

次に、新年度の重点施策について、村の基幹産業である農業をはじめとする商工業などの産業力の向上を図り、観光分野など新たな人の流れを生み出す取り組み、少子高齢化の進む中で高齢者福祉・保健・医療・介護の連携はもとより、課題となる結婚・出産・子育て関連施策を重点的に実施するとともに、まちづくりは人づくりという観点から、これからの本村を担うたくましい人材の育成にも力を注いでまいりたいと考えています。

新年度は第6期総合計画のスタートとなる年でござい、ます。テーマとして掲げました「住みたい 住み続けたい村」ともにつくろうみんなの夢

大地」の実現に向けた第一歩を踏み出せるよう、併せて私がかこれまで取り組んでまいりました政策を着実に進め、これからも全力で村づくりに取り組んでまいります。

本多議員 西山村長が村政運営を担って2年8か月になったところですが、村長選において、村づくり3原則「住みたい村住み続けたい村」「働ける村」「訪れたい村」を柱に、笑顔と笑い声があふれ、住民一人ひとりが輝く更別村をキヤッチフレーズに公約を掲げ選挙戦を戦い見事当選を果たした。以来、本村の課題に即応しスピード感をもって村政運営にあたっているところは、村民の皆さんも評価をしているものと思います。

西山村長の任期も残すところ1年少々となった現在、住民にお約束した公約の達成状況はどうか、今後の達成の見通しはどうなのか、また、任

観光と交流人口対策の体制強化について

長——限られた職員定数での対応を基本とするが、状況変化によっては速やかに検討を行う



高木議員

高木議員 現在、北海道や十勝に於いては食と観光に重点的に取り組みを進めています。

十勝管内連携のものや、南十勝での連携と観光の活性化が進んでいる現状です。シーニツクの南十勝夢街道・日高東部との日勝半島・道の駅連携・サイクルツーリズムの推進・農村体験等様々な形で行われています。村では、PR事業や特産品開発を中心とした観光を行ってきたわけですが、西山村長就任、以降積極的に交流人口増に向けた取り組みが行われています。常日頃から、村長は南十勝に今風が吹いていると言われる様に、高規格延伸・大樹の航空宇宙基地・熱中小学校・大型遊具・

スマート農業と可能性を探る機会です。村ではトラクターBAMBAをはじめとしてイベントを実施していますが、観光の取り組みには多くの選択肢があります。これからの村の方向性についての考えをお伺いします。

務の在り方、受け入れ態勢の充実が求められています。職員定数など課題がありますが、職員拡充、業務の効率化、専門的な部署の設置、協力隊の在り方も含め機構改革に取り組んでいく考えについてお伺いします。

村 長 ご質問にあります

とおり、昨今の観光産業を取り巻く情勢は、海外からの観光入込み数の増加による経済効果が注目されてきたことから、国や北海道においても観光を対象とした新たな事業の創出が活発化しており、自治体間にあつても様々な枠組みの広域的な連携による観光事業の取り組みが増加しております。

こうした中で、観光を業とする事業者の少ない本村においては、道の駅やオートキャンプ場、どんぐり公園、大型遊具などの観光資源の整備や各種イベントの開催支援を行

うほか、熱中小学校における人材育成事業を通じた交流人口の増加対策に努めているところ です。

また、民間事業者や更別農業高校における特産品開発も活発化しており毎年のように品数も増えてきているほか、昨年は、自転車を使った体験型観光を提供する事業者の開業もあり、村全体で村のPRに取り組んでいただいていると実感しているところであり

ます。今後、こうした自主的な活動が観光ビジネスとして成り立ち、交流人口の増加や地域経済活性化につながるよう効果的な情報発信などの支援を行う必要があると考えております。

村の観光業務の推進体制につきましても、産業課が所管し、観光協会やどんぐり推進部会の事務局を担うほか、地域おこし協力隊を配置しているところ です。

また、自然環境を含む村内の観光資源の磨き上げを行うとともに、これらの資源を有機的に結びつけることで交流人口を増加させ、地域の活性

を図るため、先般、株式会社スノーピークと包括連携協定を締結したところでありますが、この包括連携協定の内容が、幅広くまちづくりに関係していることから、企画政策課に所管させているところです。

議員のご指摘にもありますとおり観光に関連する業務は増加傾向にあり、村としても官民を含む多様な連携の枠組みを効果的に活用していきたいと考えております。

今、加速度的に状況変化が起きている状況にあり、業務体制の変更については喫緊の課題と私も認識しておりますが、現段階では、限られた職員定数の中で業務を推進していきたいと考えております。

ただ、状況変化によっては、速やかに体制強化あるいは地域おこし協力隊の配置等々含めまして検討を前向きにしていきたいと考えています。

更別村議会

議会報告会

更別村議会では、開かれた議会を目指し、村民の皆様
様に直接議会の活動状況について知っていただき、同
時に村政や議会運営、議員活動に対する貴重なご意見
などをお聴かせいただくため、議会報告会を開催いた
します。皆様のご参加をお待ちしております。



日 時

2/20 (火) 午後6時から



会 場

さらべつ街なか交流館ma・na・ca



内 容

●議会報告（平成29年における議会活動など）

●村政や村議会に関する意見交換

申込みは不要です。皆様の「声」をお聴かせください。お待ちしております。



主催：更別村議会 お問い合わせ：議会事務局 52-2117

議会に請願・陳情される方へ

請願・陳情とは、国や道・市町村に対し希望や要望をすることです。

請願（陳情）書が議会に提出されると、議会ではこれを審査し、定例議会で採択・不採択を決定します。

採択したものは、関係する行政機関（国・道など）に意見書等で送付し、村民の声を反映させることになります。

※請願・陳情の仕方

1 請願（陳情）書には件名・要旨及び要望事項を記載して下さい。

2 提出年月日・請願（陳情）者の住所・氏名を記載し、押印して下さい。

3 請願書には必ず1名以上の紹介議員が必要で、表紙に署名または記名・押印して下さい。ただし、陳情書には紹介議員は必要ありません。

4 道路・河川など場所に関するものについては、案内図や略図等を添付して下さい。

5 請願・陳情はいつでも受付けていますが、事務処理の都合がありますので、定例議会開会月の前月20日までに提出して下さい。

6 その他不明な点については、議会事務局にお問い合わせ下さい。

TEL 52-2117

(表 紙)	
平成○年○月○日	
○○○○○○○○○○に 関する請願（陳情）書	
紹介議員（陳情は必要なし） ○○○○○ ^①	請願（陳情）者（代表） 住所 ○○○○○○ ^② 氏名 ○○○○○○ ^③
更別村議会議長 ○○○○○ 様	
(本 文)	
要 旨	
.....	
要望事項	
.....	

議会日誌

11月		12月	
3日	更別村文化賞・スポーツ賞等表彰式に議長出席	4日	議会運営委員会
7日	十勝町村議会議長会議員研修会に全議員出席	11・14日	第4回議会定例会
10日	議会運営委員会	12日	産業文教常任委員会
10日	全員協議会	14日	全員協議会
11日	上更別小学校・上更別幼稚園合同学習発表会に議長出席	6日	更別消防団出初式に議長出席
12日	更別小学校学習発表会に議長出席	7日	更別村成人式に議長出席
19日	更別幼稚園保育発表会に議長出席	10日	十勝毎日新聞社グループ年賀会に議長出席
21日	23日 全国町村議会議長全国大会に議長出席	18日	市町村行政懇談会及び市町村新年交礼会に議長出席
24日	総務厚生常任委員会	19日	議会運営委員会
24日	全員協議会	19日	第1回議会臨時会
26日	更別村社会福祉大会に議長出席	19日	村づくり懇談会に全議員出席
27日	十勝圏複合事務組合議会、十勝環境複合事務組合議会、十勝中部広域水道企業団議会、とかち広域消防事務組合議会に議長出席	22日	総務厚生常任委員会
		25日	議会運営委員会（広報）
		25日	産業文教常任委員会
		25日	自衛隊協力団体新年交礼会に議長出席
		26日	商工業永年勤続優良従業員表彰式並びに新就業者歓迎会に議長出席

編集後記

▼平成30年の年が明け皆様にとって安穏な年となります様心からご祈念申し上げます。

▼昨年は天候に恵まれ更別村の農業の粗生産高が140億円を超え、十勝JA取扱高は過去最高の年となり、台風の被害も迅速な対応と土づくり等営農技術の賜物で、元気な十勝・更別村となりました。

▼今年は、人口減少対策の地方創生実践の年です。十勝経済の動向は民間ロケット打上げ・観光入込700万人超え・企業の海外展開・建設業界活況等、そこから更別村一強では無くりーダー役となり、食料と観光を外に目を向けて、差別化・広域化が重要と考え「熱中小」に期待します。

▼総合計画で、村づくりのテーマ「ともにつくりようみんなの夢大地」としました。田舎、健やかで和やかな村を目指し、自助・共助・公助を明確にして行動し、住み続けたい村に繋がる為に、住民参画の社会の仕組みが必要と考えますが、皆様のご意見をお寄せ下さい。

(村瀬委員 記)